所得税の申告（確定申告）または市・県民税の申告はお早めに

申告時期になりました。申告日程・会場等をご案内します。申告会場は混雑が予想されますので郵送による申告にご協力ください。会場で申告する方は必要書類などを事前にご用意いただき、時間に余裕を持ってお越しください。

所得税の確定申告

所得税の確定申告
2月16日(月)～3月16日(月)

市・県民税の申告
2月9日(月)～3月16日(月)

申告書は自分で作成し郵送・e-Tax等で

所得税・消費税の確定申告書を提出される方は「国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp）」で申告書を作成のうえ、郵送またはe-Tax（国税電子申告・納税システム）等で早めの提出をお願いします。

e-Taxの利用開始の届出（オンラインによる開始届出手続きも可能）をしていただきますと、所得税等の申告やすべての税目の納税、申請・届出等がインターネットでできます。

所得税の確定申告を本人の電子署名および電子証明書を付して、期間内（3月16日(月)まで）にe-Taxで行うと、最高5,000円の所得税の税額控除を受けることができます（平成19年分の確定申告で本控除の適用を受けた方は受けられません）。

また、国税庁ホームページで作成したデータを、e-Taxで送信することもできます。

確定申告書等の「控」に税務署の受付印が必要な方は、申告書、申告書控、返信用封筒（住所・氏名を記載し、必要な切手を貼付）を同封してください。

◎所得税の還付申告は、2月13日(金)以前でも受け付けています。

申告相談会場 所沢税務署（並木1－7）

相談時間 午前9時～午後5時

確定申告書の提出が必要な方

- 営業、農業、不動産などの所得合計額が所得税の所得控除額を超える方
- 給与所得者で、年収2,000万円を超える方
- 2か所以上から給与の支払いを受けている方
- 給与所得者で、給与以外の所得が20万円を超える方
- 土地・建物・株式等の譲渡をした方

確定申告で税金が戻る方

- 給与所得者（所得税が源泉徴収されている方）で、雑損・医療費・寄附金・住宅ローン控除等を受けることができる方
- 平成20年の中途就・退職者で所得税が源泉徴収され、年末調整を受けられていない方

◎還付金の受取場所（振込口座）の記載は正確にお願いします。

申告書は自分で作成し、郵送等で申告しましょう……

平日に都合がつかない方

所沢税務署では、今年の確定申告期間中は、2月22日と3月1日の日曜日に限り、確定申告の相談・申告書の受付を行います（現金納付の窓口業務は行いません）。当日は混雑が予想されますので、あらかじめご承知おきください。

◎駐車場が狭いので、車での来署はご遠慮ください。

納税は口座振替で

納税は、金融機関の預貯金口座から納税できる振替納税をご利用ください。

■**所得税の確定申告分**

納期限 3月16日(月)

振替日 4月22日(水)

■**消費税および地方消費税（個人事業者）の確定申告分**

納期限 3月31日(火)

振替日 4月27日(月)

振替納税を利用される方は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」に必要事項を記載し、金融機関お届け印を押印のうえ、納期限までに税務署または振替納税を利用される金融機関に提出（郵送可）してください。

問い合わせ 所沢税務署（〒359－8601 並木1－7／☎自動音声案内2993－9111）

市・県民税の申告

市・県民税の申告は税額を決定するだけでなく、さまざまな行政サービスを受けるために必要な手続きです。3月16日(月)までに申告してください。

◎市ホームページ（「申告について」で検索）でも市・県民税申告のご案内をしています。

市・県民税の申告が必要な方

5ページの表「市・県民税の申告が必要な方チェック表」でご確認ください。

◎チェック表で申告が不要となった方でも国民健康保険税の軽減、国民年金保険料の免除申請、各種福祉手当の受給の判定などのために申告が必要な方や、公営住宅などの申し込みなどに使用する所得証明書が必要な方は、申告してください。

■**市・県民税申告書の入手**

市・県民税申告書は、前年度に同申告書を提出した方に2月初旬ごろ郵送します。

平成20年中に所沢市に転入した方や会社を退職した方には、申告書を郵送しておりません。

申告が必要な方は、市民税課または出張所等に備え付けの申告書を使用してください。

■**郵送による市・県民税の申告**

年末調整済みの源泉徴収票をお持ちの方や、前年中に所得がなかった方など、申告書の作成について相談の必要がない方は、郵送での提出をお願いします。

■**市・県民税申告の受付**

申告会場 市役所8階大会議室、各公民館（左記日程表参照）

受付時間 午前9時～午後4時

送付・問い合わせ 市民税課（〒359－8601 並木1－1－1／☎2998－9064・FAX2998－9409）

■市・県民税申告受付日程表（受付時間：午前9時～午後4時）

受付日	申告会場	対象地域
2月9日(月)	旧市庁舎3階	寿町・元町・金山町・有楽町・宮本町1～2丁目・西所沢1～2丁目・星の宮1～2丁目
10日(火)	柳瀬公民館	坂之下・城・本郷・日比田・亀ヶ谷・新郷・南永井・東所沢1～5丁目・東所沢和田1～3丁目
12日(木)	松井公民館	上安松・くすのき台1～3丁目
13日(金)	松井公民館	下安松・牛沼・松郷
16日(月)	椿峰コミュニティ会館・本館	山口1～1899番地まで
17日(火)	椿峰コミュニティ会館・本館	山口1900番地～終わり・上山口・小手指南3丁目
18日(水)	吾妻公民館	荒幡・松が丘1～2丁目・久米（481～620番地を除く）
19日(木)	新所沢公民館	泉町・向陽町・青葉台・けやき台1～2丁目
20日(金)	新所沢公民館	緑町1～4丁目・榎町
22日(日)	市役所8階	指定された申告相談日に都合がつかない方
23日(月)	市役所8階	日吉町・東町・旭町・御幸町・北有楽町・喜多町・上新井・久米481～620番地
24日(火)	小手指公民館分館	小手指町1～5丁目・北中1丁目
25日(水)	狭山ヶ丘コミュニティセンター	東狭山ヶ丘1～6丁目
26日(木)	狭山ヶ丘コミュニティセンター	狭山ヶ丘1～2丁目・若狭1～4丁目・和ヶ原1丁目
27日(金)	小手指公民館	北野1～3丁目・北野新町1～2丁目・北野南1～3丁目・小手指元町1～3丁目・小手指南1～2丁目、小手指南4～6丁目
3月1日(日)	市役所8階	指定された申告相談日に都合がつかない方
2日(月)	新所沢東公民館	弥生町・美原町1～5丁目・花園1～4丁目・松葉町・北所沢町
3日(火)	富岡公民館	中富・下富・神米金・北岩岡・北中2～4丁目・岩岡町・所沢新町
4日(水)	三ヶ島公民館	林1～3丁目・和ヶ原2～3丁目
5日(木)	三ヶ島公民館	三ヶ島1～5丁目・西狭山ヶ丘1～2丁目・堀之内・靴谷
6日(金)	市役所8階	大字中新井・中新井1～5丁目・並木1～8丁目
9日(月)	市役所8階	こぶし町・若松町・下新井・北原町
10日(火)	市役所8階	西新井町・東新井町・北秋津
11日(水)	市役所8階	東住吉・西住吉・南住吉・中富南1～4丁目
12日(木)	市役所8階	指定された申告相談日に都合がつかない方
13日(金)		◎この間は会場の混雑が予想されます。申告は指定日にお越しくださるようご協力お願いします。
16日(月)		

◎申告は、指定された日時および会場にお越しくださいますようお願いします。また、各会場への車でのお越しはご遠慮ください。

介護保険にかかわる税申告時の所得控除のお知らせ

①介護保険料は、社会保険料控除の対象になります。ただし、年金から保険料を引かれている場合は、年金受給者本人の所得控除となるため、その親族が社会保険料控除として申告することはできません。

②下表の介護サービスの利用料は、医療費控除の対象になります。

【留意事項】

▶下表の対象サービスには介護予防サービスも含まれます。

▶医療費控除の申告には、所定の事項が記載されている領収書の添付が必要です。また、高額介護サービス費や介護保険低所得者等助成金の支給がある場合は、支払った金額から支給された額を差し引いて申告することになります。

③身体障害者手帳の交付を受けていない65歳以上の方で、前年の12月31日現在で要介護1から要介護5の認定を受けている方、または6か月以上常時寝たきりの状態、もしくは認知症の状態が続き、食事や排泄などの日常生活に支障があり、身体障害者と同様と認められる場合には、市が発行する認定書により障害者控除が受けられます。

問い合わせ ①②について…介護保険課（☎2998-9420・FAX2998-9410）、③について…高齢者支援課（☎2998-9120・FAX2998-1147）

■**医療費控除対象表**

		対象サービス	対象金額
施設		●介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ●地域密着型介護老人福祉施設	1割自己負担額と食費、居住にかかる自己負担額の合計の2分の1 ◎特別な食事、居室にかかる費用を除きます。
施設		●介護老人保健施設 ●介護療養型医療施設	1割自己負担額と食費、居住にかかる自己負担額 ◎特別な食事、居室にかかる費用を除きます。
居宅	医療系	●訪問看護 ●訪問リハビリテーション ●居宅療養管理指導 ●通所リハビリテーション ●短期入所療養介護	1割自己負担額と食費、滞在にかかる自己負担額 ◎特別な食事、居室にかかる費用を除きます。 ◎保険給付の支給限度額を超えて利用した場合の全額自己負担となった部分も、控除の対象になります。
居宅	福祉系	●訪問介護（生活援助を除く） ●訪問入浴介護 ●通所介護 ●短期入所生活介護 ●認知症対応型通所介護 ●夜間対応型訪問介護 ●小規模多機能型居宅介護	1割自己負担額 ◎居宅サービス計画（ケアプラン）に位置づけられ、医療系介護サービスと一緒に利用していることが前提です。 ◎保険給付の支給限度額を超えて利用した場合の全額自己負担となった部分は、控除の対象になりません。
おむつ代		おむつ代の医療費控除を受けるには、1年目は医師による「おむつ使用証明書」の添付が必要になります。2年目以降は、要介護認定者で当該年に作成された主治医意見書の内容からおむつ使用の必要性が認められる場合のみ、市が発行する確認書（発行までに1週間程度かかります。）の添付で医療費控除を受けることができます。	

スタート 市・県民税の申告が必要な方チェック表

はい → 　いいえ ↓

平成21年1月1日の時点で、所沢市に住んでいましたか？

→ 平成21年1月1日時点で、所沢市に自営の事業所や自己または家族のための家屋（賃貸アパート含む）がありますか？

→ 平成21年1月1日に居住していた市町村へお問い合わせください。

市・県民税の申告が必要です
居住地での市・県民税のほか、所沢市でも均等割が課税されます。申告書の書き方が異なります。
市民税課にお尋ねください。

↓ 平成20年1月1日から12月31日までに収入がありましたか？

→ **申告の義務はありません**
国民健康保険税の軽減や福祉手当の給付判定のため、収入がない旨の申告が必要となる場合があります。市から申告書が届いた方は、申告書裏面「収入がなかった方の記入欄」に記入し、署名捺印のうえ郵送してください。

↓ その収入は遺族年金、障害年金、失業給付のみですか？

↓ 所得税の納付・還付（医療費控除、住宅借入金等特別控除など）があり、税務署に平成20年分所得税の確定申告をしますか？（公的年金から所得税が源泉徴収されている方は所得税の確定申告が必要です。「はい」へ進みます）

→ **収入の種類は……**
- 公的年金だけ → 「ア」へ進みます
- 給与だけ → 「イ」へ進みます
- 上記以外 → 「ウ」へ進みます

↓ **市・県民税の申告は不要です**
所得税の確定申告をすることで、市・県民税の申告も済ませたことになります。

ア
次の①、②のいずれかに該当しますか？
①昭和19年1月1日以前生まれ
- 扶養親族がなく、収入額が155万円以下である
- 扶養親族があり、収入額が211万円以下である

②昭和19年1月2日以降生まれ
- 扶養親族がなく、収入額が105万円以下である
- 扶養親族があり、収入額が171万円以下である

↓ **市・県民税の申告は不要です**

イ
勤務先から所沢市に給与支払報告書が提出されていますか？
※不明な場合は勤務先へご確認ください。

↓ **市・県民税の申告は不要です**

ウ

↓ **市・県民税の申告が必要です**

＜申告に必要なもの＞
①市・県民税申告書（申告会場等にも用意してありますが、市から郵送された申告書がある方は必ずお持ちください）
②印鑑（認め印など）
③給与収入・公的年金収入がある方は、平成20年分の給与所得や公的年金等の源泉徴収票など
④平成20年中に支払った社会保険料（国民健康保険・国民年金等）の領収書、生命保険・地震保険の控除証明書、その他控除に必要な書類（身体障害者手帳など）
⑤営業所得等・不動産所得等がある方は、収入や経費がわかる帳簿など
※市・県民税では「年末調整済みの給与」以外の所得が20万円以下でも、申告が必要です。
※国民年金保険料の支払金額について控除を受ける場合には証明書の添付または提示が必要です。

昨年に引き続き住民税の住宅ローン控除の申告をお願いします！

平成11年から18年に入居された方で、所得税から住宅ローン控除額を引ききれない方は、毎年住民税の住宅ローン控除申告をご自分で行っていただく必要があります。

申告書は、市役所2階市民税課に備え付けのほか、市ホームページ（「住宅ローン」で検索）からも入手できます。

申告期間 毎年3月15日まで（平成21年は3月16日(月)まで）

申告場所 ▼確定申告書を提出される方…確定申告書と同時に申告書を提出されない方…申告書に年末調整済みの源泉徴収票（原本）を添付し、市民税課（〒359－8601 並木1－1－1）へ郵送

問い合わせ 市民税課（☎2998－9064・FAX2998－9409）

皆さんの善意

【愛の福祉基金】●㈱中屋本店様（50、946円）●新中里住宅寿楽会様（11、000円）●三ヶ島地区長生クラブ連合会第11長生クラブ様（26、281円）●殿村信也様（1万円）●所沢ひょうたんクラブ様（6、911円）●モリタン会様（1万円）●㈱協榮式典様（50万円）●所沢商工会議所女性会様（5万円）●東京西武学館様（3、525円）●三ヶ島山草会様（1万円）●所沢商工会議所青年部様（5万円）●JULEPS10・31実行委員会様（100、041円）●新所沢団地長生クラブ様（100、522円）●みんなボランティアほっとと様（3千円）●何でも話そう会リンク様（3千円）●野老草愛会様（3千円）●所沢地区更生保護女性会三ヶ島支部様（2万円）●地域福祉サークルあしたの会様（3千円）●三ヶ島公民館協力会様（3千円）●砂子様（16、033円）●医療生協さいたま三ヶ島支部様（2千円）●悠和会様（8、910円）●所沢明るい社会づくりの会新所沢地区様（10万円）●上安松西婦人会様（3万円）●吾妻地区文化祭実行委員会様（6、100円）●いけばな小原流所沢支部様（19、337円）●ふれあいの家ボランティアグループわかさ様（3千円）

【消防職員体力向上のため】●ザ・ステイツ所沢アルカディアン様（トレーニングジム13台）

【生活保護世帯へ】●㈱読売新聞所沢センター社員一同様（米1kg入り1、200世帯分）

※11月16日から12月15日までの受け付け分です。ありがとうございました。